

## ねんりんピック岐阜2020広報物品等貸出等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ねんりんピック岐阜2020(以下「大会」という。)の開催に向け、のぼり等を活用した広報活動を展開することにより、広く県民の関心を高め、開催機運の醸成を図るため、広報活動に必要な物品の貸出及び提供(以下「貸出等」という。)について必要な事項を定める。

(対象物品)

第2条 貸出等をする広報物品は、「貸出等対象物品一覧(別紙1)」のとおりとする。

(機関)

第3条 広報物品の貸出等は、ねんりんピック岐阜2020実行委員会事務局(以下「事務局」という。)が行う。

(対象者)

第4条 貸出等の対象者は、県内の市町村及び関係機関・団体のほか、事務局が適当と認める者とする。

(使用承認等)

第5条 広報物品の貸出等を希望する者は、あらかじめ「広報物品貸出等申請書(様式第1号)」を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の申請書が適当であると認められるときは、「貸出等記録簿(様式第2号)」に記入の上、広報物品の貸出を行うものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、広報物品の貸出等の目的に反するものとして貸出等を行わないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に使用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (4) 大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) 広報物品を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員等(暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)  
又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する  
もの

(8) その他承認することが不相当と事務局が認めた場合

3 貸出を受ける者(以下「借受者」という。)は、広報物品を事務局から直接受け取り、直接返却することを原則とする。ただし、やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合には、その費用は借受者の負担とする。

また、提供を受ける者についても、広報物品を事務局から直接受け取りをすることを原則とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は原則として7日以内とし、使用後は速やかに返却するものとする。ただし、特に事務局が認めた場合は7日を超えて貸出を行うこととする。

(使用料)

第7条 貸出等に係る料金は無料とする。

(注意義務)

第8条 貸出等を受ける者(以下「借受等者」という。)が広報物品を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこととし、借受等者は、広報物品の使用及び使用後の手入れ等について、「注意事項(別紙2)」を遵守して取り扱わなければならない。

(損害賠償)

第9条 借受等者が、広報物品の滅失、損傷・汚損等損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって負担させることがある。

(報告)

第10条 借受等者は、貸出等を受けた広報物品の使用終了後に、それらの使用状況が分かる写真(任意様式)を事務局に提出しなければならない。

(留意事項その他)

第11条 借受等者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 借受等者は、広報物品を使用して大会の広報を行うこと。

(2) 借受等者は、広報物品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。

- (3) 借受等者は、広報物品を使用して大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。
- (4) 借受等者は、広報物品を使用して法令、公序良俗に違反し、又は反するおそれのある活動をしてはならない。
- (5) 借受等者は、広報物品を使用して特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしてはならない。
- (6) 借受等者は、広報物品を第三者に転貸してはならない。
- (7) 借受等者は、広報物品を転売してはならない。
- (8) 事務局は、借受等者が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、当該使用を禁止し、貸出・提供を取り消すことができる。

#### 附則

この要領は、平成30年8月15日から施行する。